様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	高島市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1492064773221/index.html

執行機関名　高島市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱（平成20年高島市告示第169号）による障がい者に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高島市個人番号の利用に関する条例　別表第1　第15の項 高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱（平成20年高島市告示第169号）による障がい者に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第一条	高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱（平成20年高島市告示第169号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この告示は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見、保佐または補助（以下「後見等」という。）の開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行うとともに、成年後見制度の利用に係る審判請求費用ならびに成年後見人、保佐人および補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部または一部を助成することにより、審判請求対象者の権利利益を擁護し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱